

日本弁護士連合会「精神障害のある人の尊厳の確立を求める決議」を受けて ～ ソーシャルワーカーの使命を果たすために ～

日本弁護士連合会は、2021 年 10 月第 63 回人権擁護大会において「精神障害のある人の尊厳の確立をめざして ～地域生活の実現と弁護士の役割」をテーマにシンポジウムを開催し、「精神障害のある人の尊厳の確立を求める決議」を採択した。

本決議では、精神障害のある人の尊厳の確立のために国及び地方自治体に対して、①法制度の抜本的改革、②手続的保障、③地域生活の実現、④尊厳の回復及び差別偏見のない社会の実現、⑤国内人権機関及び個人通報制度の導入等の法制度改革と多様な施策の実施を求めている。

私たちは本決議に対して、精神障害のある人の社会的復権・権利擁護と福祉のための専門的・社会的活動を行う専門職として、最大限の賛意を表明するものである。本来、ソーシャルワーカーが率先して社会に提案すべき内容であるとの反省に立ち、すべての精神障害のある人の尊厳の確立に向けて、精神保健福祉領域で働くソーシャルワーカーの職能団体として、主体的に役割を担い、社会への働きかけを続けたい。

また、本決議は、現在の法制度が精神障害のある人の尊厳を守ることができておらず、法制度改革や被害回復、法的援助など、弁護士会が十分な役割を果たせていないという現状認識のもとで作成されている。

これらの現状認識は、私たちの協会にも言えることである。1997 年精神保健福祉士法の成立背景には、国民から負託された使命、すなわち精神障害のある人の長期入院や社会的入院の現状を医療職ではない社会福祉専門職のソーシャルワーク実践から変えていくことにあった。

この間、私たちは本当に問題解決に取り組んできたのだろうか。法制度の不備や限界に直面し、本来の使命を果たせていない現状は、長期入院や社会的入院を温存させてしまった当事者の一人として、私たち自身の加害性にも目を向ける必要がある。

このような現状を変えていくためにも、一人ひとりの地域生活実現に向けて全力で取り組むとともに、法制度改革への提言や新たな福祉サービスの開発に向けて、精神障害のある人とともに社会変革の道筋を歩みたいと思う。

加えて日弁連のアンケート調査で報告された入院経験のある人の被害体験を真摯に受けとめ、その防止に全力を尽くすとともに、被害者の尊厳回復に向けた個別サポートや集団的な取り組み、権利回復へのエンパワメントの取り組みの創設に努めたいと思う。

今後、私たちがなすべきことは、精神障害のある人の尊厳の確立をめざして、会員一人ひとりの具体的な取り組みを促す活動を展開し、職能団体として国や自治体、社会に対して積極的な働きかけを続けることにある。

また、その過程では精神障害のある人の言葉にできない心の声に耳を傾け、一人ひとりの権利回復のためのソーシャルワーク実践を続けることを約し、ここに会長声明を発するものである。

2022 年 3 月 5 日

京都精神保健福祉士協会	会長	知名	純子
奈良県精神科ソーシャルワーカー協会	会長	野原	潤
滋賀県精神保健福祉士会	会長	西川	健一